

工 事 設 計 書							
年 度	令和5年度		課長	係長	精算者	設計者	下 水 道 事 業
工 事 番 号						設 計 年 月 日	年 月 日
着 工 番 号						精 算 年 月 日	年 月 日
施 工 理 由	単 価 契 約						
施 工 箇 所	二見浄化センター(明石市二見町南二見3)ほか					施 工 方 法 及 び 工 事 期 限	請 負 <u>単価契約</u> 令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
工 事 名 称	浄化センター・ポンプ場処理施設浚渫工事(単価契約)						
工 事 概 要	浚渫工事 1式						
	対象施設	・朝霧浄化センター		・船上浄化センター			
		・大久保浄化センター		・二見浄化センター			
		・朝霧ポンプ場		・林ポンプ場			
		・藤江ポンプ場		・谷八木ポンプ場			
		・江井島ポンプ場		・西岡ポンプ場			
		・マンホールポンプ施設					
当初設計金額	円	消費税相当額	円	当初請負金額	円	消費税相当額	円
変更設計金額	円	消費税相当額	円	変更請負金額	円	消費税相当額	円
増 減	円	増 減	円	増 減	円	増 減	円

工事費内訳書

費目・工種・施工名称など	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
処理施設浚渫工事										
工事価格										
強力吸引車(4t)	1			台						
特殊強力吸引車(10t)	1			台						
大型特殊強力吸引車(10t)	1			台						
高压洗浄車	1			台						
超高压洗浄車	1			台						
クレーン付トラック	1			台						
仮設排水ポンプ(φ150)	1			台						
交通誘導員	1			人						

工 事 費 内 訳 書

費目・工種・施工名称など	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
指定処分場・強力吸引車(4t)	1	台			
指定処分場・特殊強力吸引車(10t)	1	台			
指定処分場・大型特殊強力吸引車(10t)	1	台			
[合計]工事価格					
消費税相当額					
総 計					

特 記 仕 様 書

令和5年度

浄化センター・ポンプ場処理施設浚渫工事（単価契約）

明石市都市局下水道室下水道施設課

目 次

第1章 総 則

- 第1節 適用範囲
- 第2節 法令等の遵守
- 第3節 手続き及び提出書類
- 第4節 損害賠償及び補償
- 第5節 工程管理
- 第6節 工事写真
- 第7節 疑義

第2章 安全管理

- 第1節 保安設備の設置および現場管理
- 第2節 作業員の安全管理
- 第3節 交通誘導員の資格等

第3章 浚渫特記仕様

- 第1節 一般事項
- 第2節 浚渫工事
- 第3節 回数と車両台数

第4章 その他

- 第1節 工事の完了
- 第2節 投棄料
- 第3節 車種の定義と使用箇所および年間台数（参考）
- 第4節 浚渫積置料
- 第5節 工事費の定義
- 第6節 現場代理人

第1章 総則

第1節 適用範囲

本仕様書は、下記の浚渫工事に適用する。

1. 工事場所 明石市
(対象施設) 朝霧処理区 (朝霧浄化センター、朝霧ポンプ場)
船上処理区 (船上浄化センター、林ポンプ場)
大久保処理区 (大久保浄化センター、谷八木ポンプ場、藤江ポンプ場)
二見処理区 (二見浄化センター、江井島ポンプ場、西岡ポンプ場)
市内マンホールポンプ施設
2. 工事名 浄化センター・ポンプ場処理施設浚渫工事 (単価契約)

第2節 法令等の遵守

1. 受注者は、工事を施工するに当たり、下記に掲げる法律及びその他の関係法令、条例、規則等並びに当市が他の企業等と締結している協定を遵守すること。

1) 労働基準法	(昭和 22 年法律第 49 号) 及び同法関連法規
2) 労働者災害補償保険法	(〃 22 〃 50 〃) 〃
3) 港則法	(〃 23 〃 174 〃) 〃
4) 消防法	(〃 23 〃 186 〃) 〃
5) 緊急失業対策法	(〃 24 〃 89 〃) 〃
6) 建設業法	(〃 24 〃 100 〃) 〃
7) 建築基準法	(〃 25 〃 201 〃) 〃
8) 文化財保護法	(〃 25 〃 214 〃) 〃
9) 港湾法	(〃 25 〃 218 〃) 〃
10) 毒物及び劇物取締法	(〃 25 〃 303 〃) 〃
11) 道路法	(〃 27 〃 180 〃) 〃
12) 下水道法	(〃 33 〃 79 〃) 〃
13) 中小企業退職金共済法	(〃 34 〃 160 〃) 〃
14) 道路交通安全法	(〃 35 〃 105 〃) 〃
15) 河川法	(〃 39 〃 167 〃) 〃
16) 公害対策基本法	(〃 42 〃 132 〃) 〃
17) 騒音規制法	(〃 43 〃 98 〃) 〃
18) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	(〃 45 〃 137 〃) 〃
19) 水質汚濁防止法	(〃 45 〃 138 〃) 〃
20) 労働安全衛生法	(〃 47 〃 57 〃) 〃
21) 振動規制法	(〃 51 〃 64 〃) 〃
22) 明石市環境保全条例	(〃 48 年条例第 47 号) 〃
23) 酸素欠乏症等防止規則	(〃 47 労働省令第 42 号) 〃

2. 使用人に対する諸法令等の運用、適用は受注者が費用を負担し責任を持って行うこと。なお、建設業退職金共済組合制度及び建設労災補償共済制度に伴う費用(掛金)の必要相当分は契約金にふくまれているのでその運用については、受注者の責任において行うこと。(入札のしおり第22条関係)

第3節 手続き及び提出書類

1. 受注者は、必要な場合には、契約締結後すみやかに道路使用、工事中の道路交通について、関係官公署(道路管理者、警察署長、消防署長等)に届け出て、許可を受けなければならない。
2. 受注者は、契約締結後すみやかに次の書類を提出し承諾を受けた後着手すること。
 - (1) 工事着工届(入札のしおり第23条関係、契約締結後10日以内)
 - (2) 工程表 ()
 - (3) 緊急時連絡先(平時、夜間休日)
 - (4) 使用機械一覧
 - (5) 第二種酸素欠乏危険作業主任者一覧
 - (6) 工事の一部を下請け人に行わせる場合は、下請け人届、再委託契約書
 - (7) 産業廃棄物運搬許可書(兵庫県、神戸市、姫路市)
3. 提出した書類の内容を変更する必要があるときは、ただちに変更届を提出すること。
4. 受注者は、工事日報を作成し、工事終了後提出すること。
5. 工事中に、下水道各種施設の異常箇所を発見したときは、速やかに書面にて報告すること。
6. 工事が完了し、工事費を請求するときは、速やかに次の書類を提出すること。
 - (1) 工事完成届
 - (2) 工事写真
 - (3) 支払請求書及び明細書
 - (4) 汚泥投棄検量書
 - (5) マニフェスト
 - (6) その他監督員が指示するもの

第4節 損害賠償及び補償

1. 受注者は、下水道工作物に損傷を与えたときは、ただちに監督員に報告し、その指示によるとともに、すみやかに、原形に復旧しなければならない。
2. 受注者は、工事に当たり万一注意義務を怠ったことにより、第三者に損害を与えたときは、その復旧及び賠償の全責任を負うものとする。

第5節 工程管理

1. 受注者は第3節にある工程表に従い、あらかじめ監督員と協議し実施工程表を作成し提出すること。
2. 工程管理は、前項の実施工程表により適正に行うこと。
3. 予定の工事工程と実績とに差が出た場合は、必要な措置を講じて工事の円滑な進行を図ること。
4. 工事实施の都合上、祝祭日、休日または夜間の工事を行う必要がある場合は、あらかじめその工事内容、工事時間等について、監督員の承諾を得ること。
5. 本工事は、稼働中施設内での作業であり、工事施工に当たっては、運転に支障なきよう監督員と調整を行うこと。

第6節 工事写真

1. 工事前、浚渫等の工事中、終了後、それぞれの状況を撮影すること。
2. 写真には、工事名、場所、その他必要事項を明記した黒板を入れて撮影すること。
3. 写真は台帳に整理して、説明書きを記入すること。
4. 浚渫日毎の工事用車両の写真（車両ナンバープレートが確認できる全景写真）
5. 投棄場所の写真

第7節 疑義

受注者はこの仕様書に明記されていない場合でも、工事の実施上当然必要な事項は監督員の指示に従って、受注者の負担により施行する。

なお、疑義を生じた場合は明石市と受注者とが協議するものとする。

第2章 安全管理

第1節 保安設備の設置及び現場管理

1. 工事中は、安全施設標準図に準拠するとともに、現場環境に対応した十分な保安設備を施すこと。
2. 現場内の整理整頓、その他現場管理には細心の注意をはらうこと。

第2節 作業員の安全管理

1. 受注者は、この工事に当たっては常に細心の注意をはらい、滞留する有毒ガスあるいは酸素欠乏等に対しては、十分な事前調査及び対策を講じ、事故の防止及び作業員の安全を図ること。
2. この工事に当たって、下水道工作物またはガス管等の付近では絶対に裸火を使用してはならない。
3. 工事に使用する器材は、常に点検し、完全な整備をしておかなければならない。
4. 万一事故が発生したときは、緊急連絡体制にしたがい、直ちに監督員および関係官公署に報告するとともに、すみやかに必要な措置をとること。
5. ヘルメット、安全帯を着用して作業を行うこと。

第3節 交通誘導員の資格等

1. 本工事に配置する交通誘導員は、原則として交通誘導員A、Bを配置することとする。

交通誘導員A、Bの定義は次のとおり。

(資格と資格要件)

交通誘導員A： 警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。）
で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第1項第4号に規定する交通誘導警備業務をいう。）に従事する交通誘導警備業務に係る1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員

交通誘導員B： 警備業者の警備員で、交通誘導員A以外の交通の誘導に従事するもの

2. 受注者は、交通誘導員として交通誘導警備検定合格者を配置した場合、交通誘導警備検定合格証（写し）を監督員に提出するものとする。

受注者は、交通誘導員として交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員を配置した場合、交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有すると確認できる次の資料の何れかを監督員に提出するものとする。

- ・警備員指導教育責任者資格者証（写し）
- ・指定講習修了証明書（写し）
- ・警備業法施行規則 第二十六条第二項に定める基本教育、及び同条第2項、第3項に定める業務別教育（警備業法第二条第一項第二号の警備業務）を受講したことを証明する警備員名簿及び教育実施状況等の写し、及び交通誘導に関する警備業務に従事した期間（実務経験）が1年以上であることを証明する書類。

第3章 浚渫特記仕様

第1節 一般事項

1. 受注者は、工事箇所を事前に監督員に連絡すること。
2. 工事に当たっては、保護措置を講じ、下水道工作物に損傷を与えないよう、十分留意すること。
3. 工事に当たり仮締め切りを必要とする場合は、監督員の承諾を得ること。この仮締め切りは、上流に溢水が起きない構造で、かつ工事中の安全が確保されるものとする。
4. 受注者は、工事に当たり地元住民等に迷惑のかからぬよう、騒音、振動、悪臭等の防止に努めること。
5. 受注者が、監督員の指示に反して工事を続行した場合、および監督員が事故防止上危険と判断した場合等には、工事の一時中止を命ずることがある。
6. 工事に当たり、周辺を汚染させたときは、工事終了の都度洗浄清掃すること。
7. 工事終了後は、すみやかに使用機器、仮設物等を搬出し、工事場所の清掃に勤めること。

第2節 浚渫工事

1. 土砂流出防止

工事に当たっては、下流側に土砂をできる限り流出させないよう作業を行うこと。

2. 土砂の運搬

水分の多い土砂については、監督員の指定する場所に水切等の処置をし、途中漏落しないような措置をとること。

運搬車の使用に当たっては、土砂の流出、飛散および悪臭の漏れるおそれのないような構造の車を使用すること。

3. 発生土砂の処分地の指定

処分地は市の指定する処分場とする。積算は約40kmの運搬時間と排出に係る時間を見込んでおこなっている。

第3節 浚渫箇所と車両台数

- (1) 浚渫箇所及び車種、台数は、市監督員が指定するものとする。
- (2) 受注者は指定された浚渫箇所を、事前に現地調査の上、車種、台数に疑義のある場合は、市監督員に事前に申し出を行い、監督員と協議の上、車種、台数を決定すること。
- (3) 施工中にやむを得ず増車が必要となった場合は、すみやかに監督員に報告し、増車の許可を得ること。
- (4) これらの協議事項は議事録を作成すること。

第4章 その他

第1節 工事の完了

浚渫工事により発生した土砂は、確実に施設外に搬出し、処分されたことを「マニフェスト」「検量書兼領収書」により確認を行う。

第2節 投棄料

投棄場所までの搬送は本工事に含むものとし、投棄料は市負担とする。ただし明石市発注の下水道施設浚渫工事による土砂、汚泥等のみとし、それ以外の持ち込みの「マニフェスト」「検量書兼領収書」とは、明確に区分するものとする。不明確な点があれば、受注者の責任において、その投棄料を弁済するものとし、悪質な場合においては当請負契約を破棄するものとする。

第3節 車種の定義と使用箇所および年間台数（参考）

- | | |
|---------------|--|
| (1) 強力吸引車 | 汚泥タンク容量 2 m ³ 以上 吸引風量 20 m ³ /min 以上
使用箇所（参考）朝霧浄化センタースカムピット
谷八木ポンプ場沈砂池
マンホールポンプ施設ほか
令和5年度使用予定台数（参考）21台 |
| (2) 特殊強力吸引車 | 汚泥タンク容量 8 m ³ 以上 吸引風量 40 m ³ /min 程度
使用箇所（参考）市内全域
令和5年度使用予定台数（参考）20台 |
| (3) 大型特殊強力吸引車 | 汚泥タンク容量 7 m ³ 以上 吸引風量 60 m ³ /min 以上
ただし、特殊強力吸引車を用いて、空気圧縮機の送気をする場合や、他車の連結による能力増大を行った場合は当該車両1台とみなす。
使用箇所（参考）大久保浄化センター汚水沈砂池
二見浄化センターポンプ井ほか
令和5年度使用予定台数（参考）6台 |
| (4) 高圧洗浄車 | 吐出圧 20 MPa 程度、給水車含む
使用箇所（参考）市内全域
令和5年度使用予定台数（参考）21台 |
| (5) 超高圧洗浄車 | 吐出圧 50 MPa 程度 給水車含む
使用箇所（参考）市内全域
令和5年度使用予定台数（参考）4台 |
| (6) クレーン付トラック | 使用箇所（参考）市内全域
令和5年度使用予定台数（参考）15台 |

なお、使用台数は参考数値であり、今年度の台数を保障するものではない。

第4節 浚渫積置料

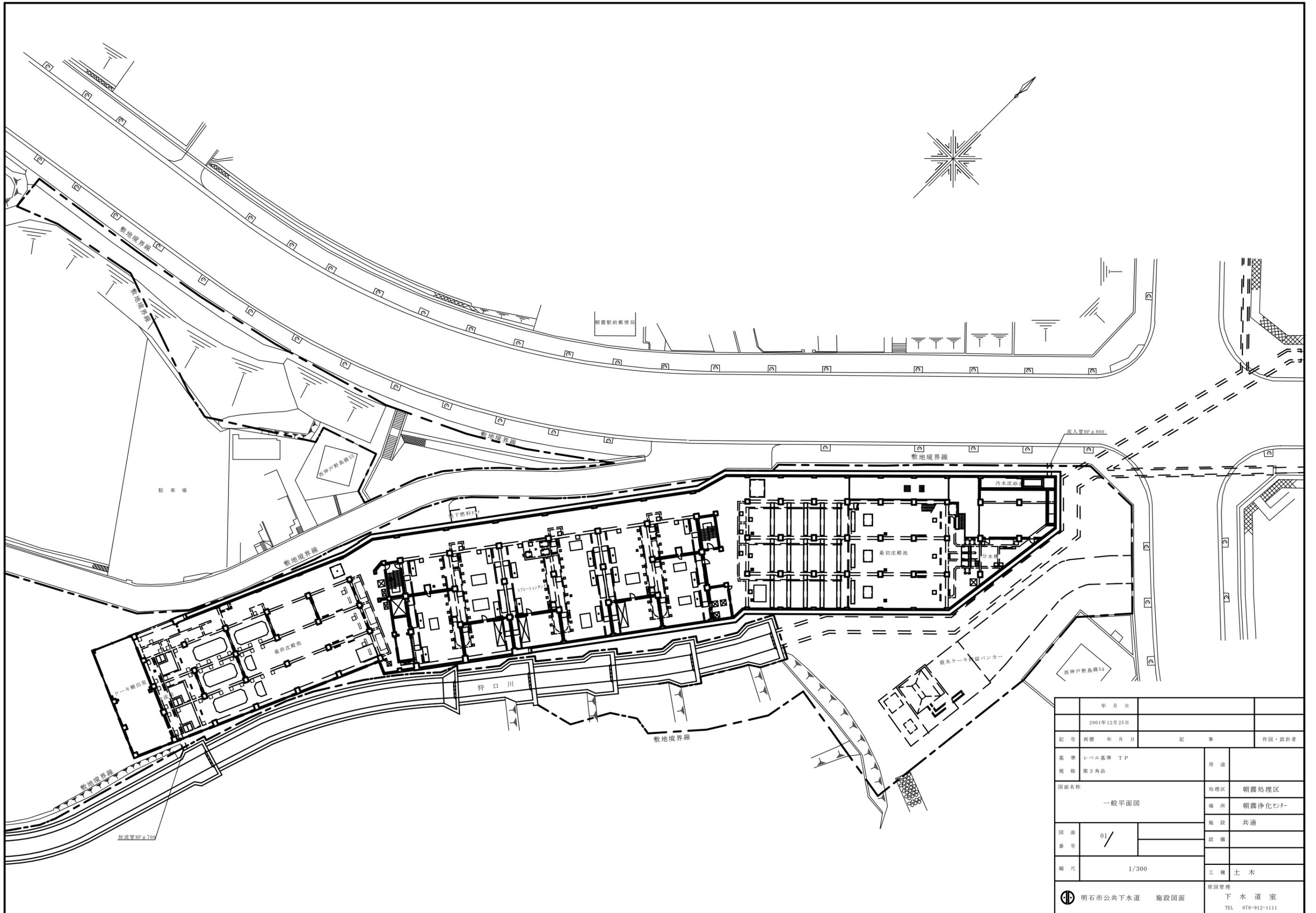
浚渫した翌日に投棄場所へ浚渫土砂を投棄する場合に適用するものとする。ただし、現地調査不足、車両能力不足による、作業時間の延長が原因で翌日投棄する場合は、本支払いを適用しない。

第5節 工事費の定義

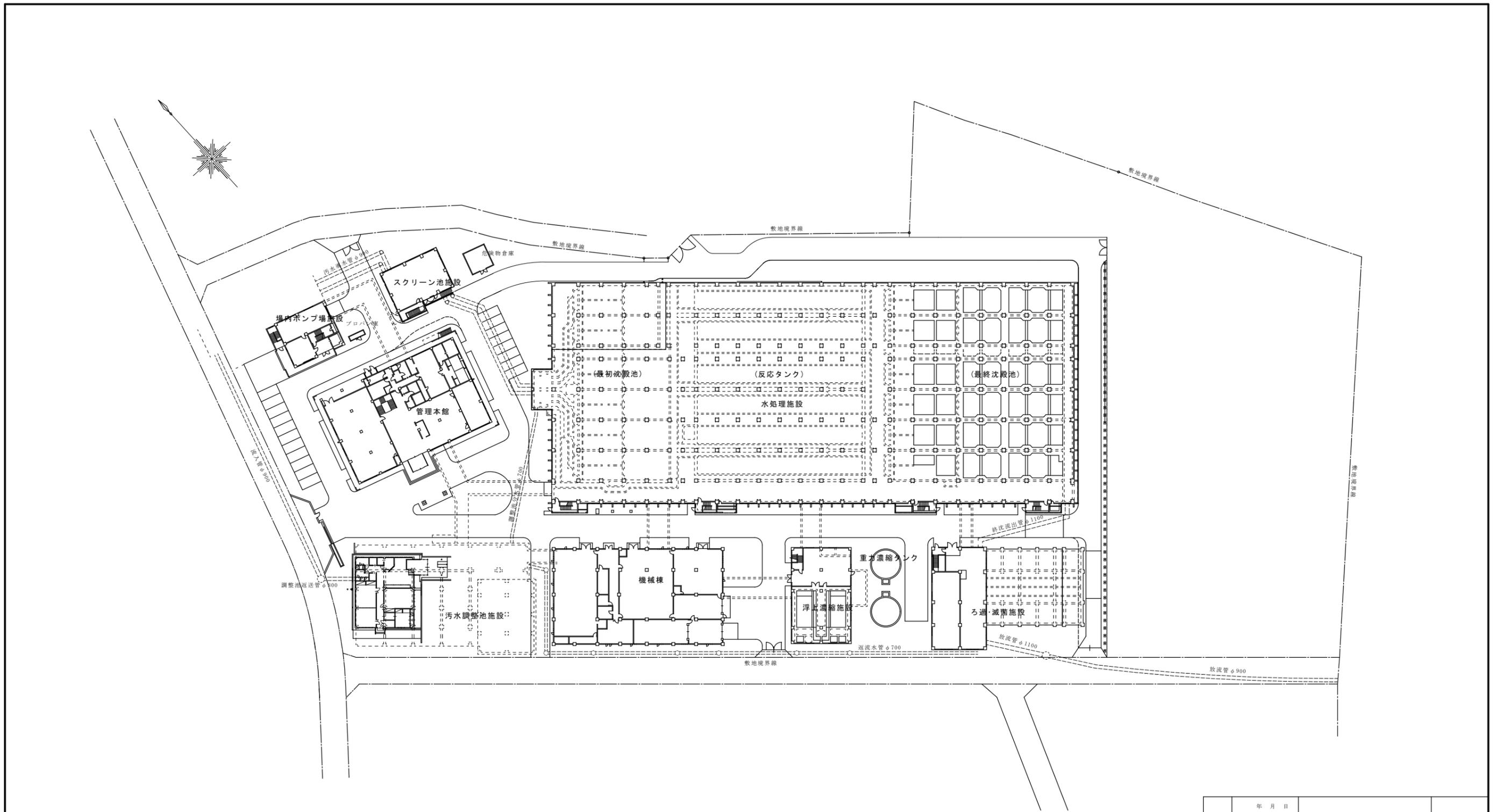
- (1) 現地作業は、市の作業時間に準ずる。尚、当日に投棄にする場合の投棄に必要な時間は当該単価に含まれるものとする。
- (2) 夜間（22時から翌日6時）の作業単価は契約書に定める単価の1.5を乗じた額とする。
- (3) 市の責任における超過作業が発生した場合は、契約単価を8で除した値に1.25を乗じた額を超過した時間単価とする。
- (4) 施工予定日が、天候不良、災害、不慮の汚水量増加等により、実施不可能になった場合は、支払義務が発生しないものとする。ただし、実施可否の判断は当日9時を目処とする。
- (5) 市の定める施工範囲を、施工努力により作業時間の短縮した場合は、減額対象としない。
- (6) その他、本規定に定めのない事項については、監督員と協議の上、決定するものとする。

第6節 現場代理人

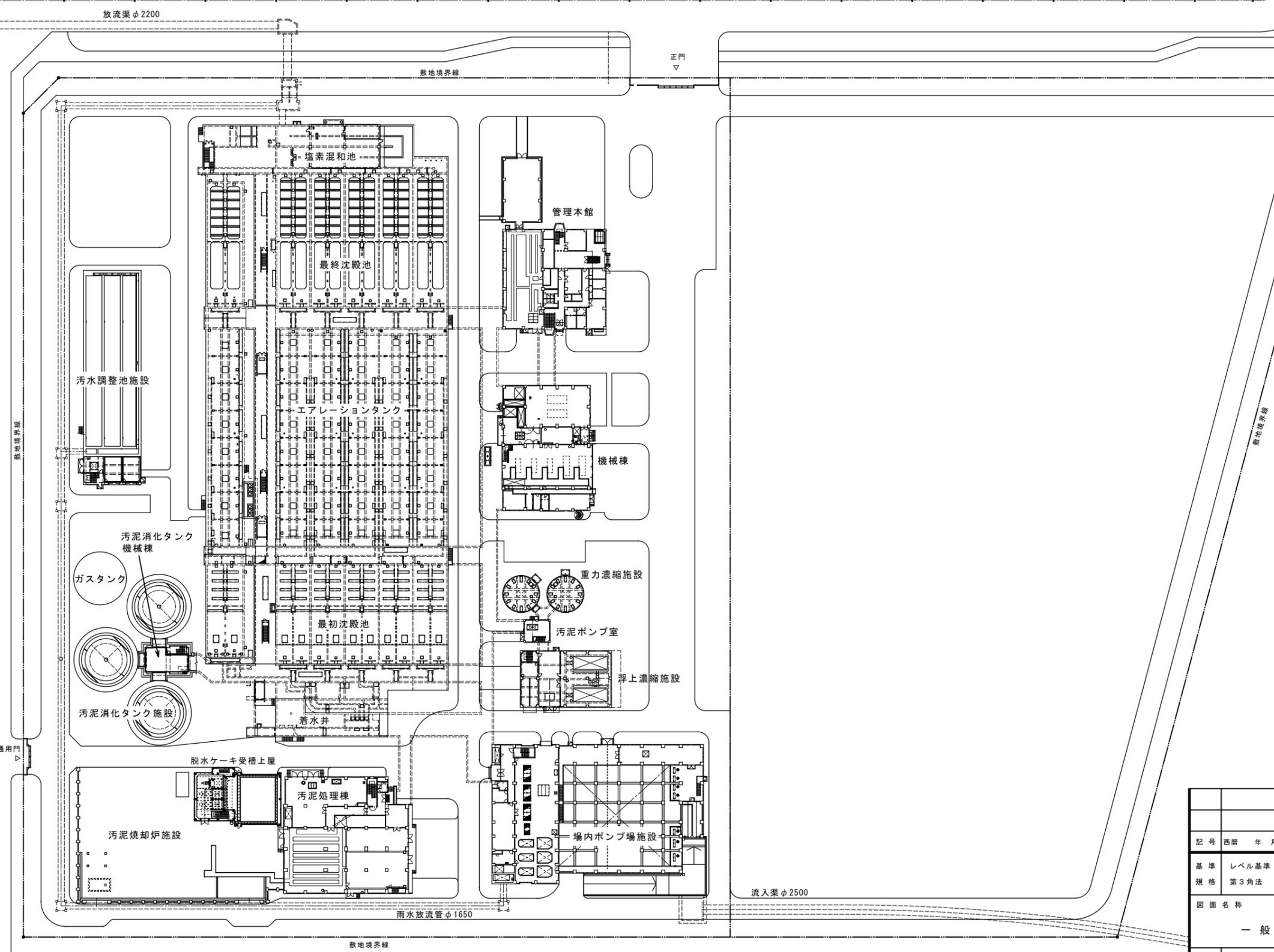
本浚渫工事において、現場代理人は非専任とし、他工事との兼務を認める対象工事とする。



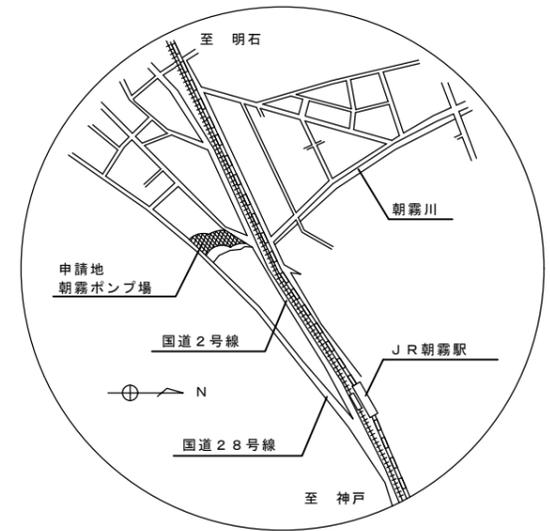
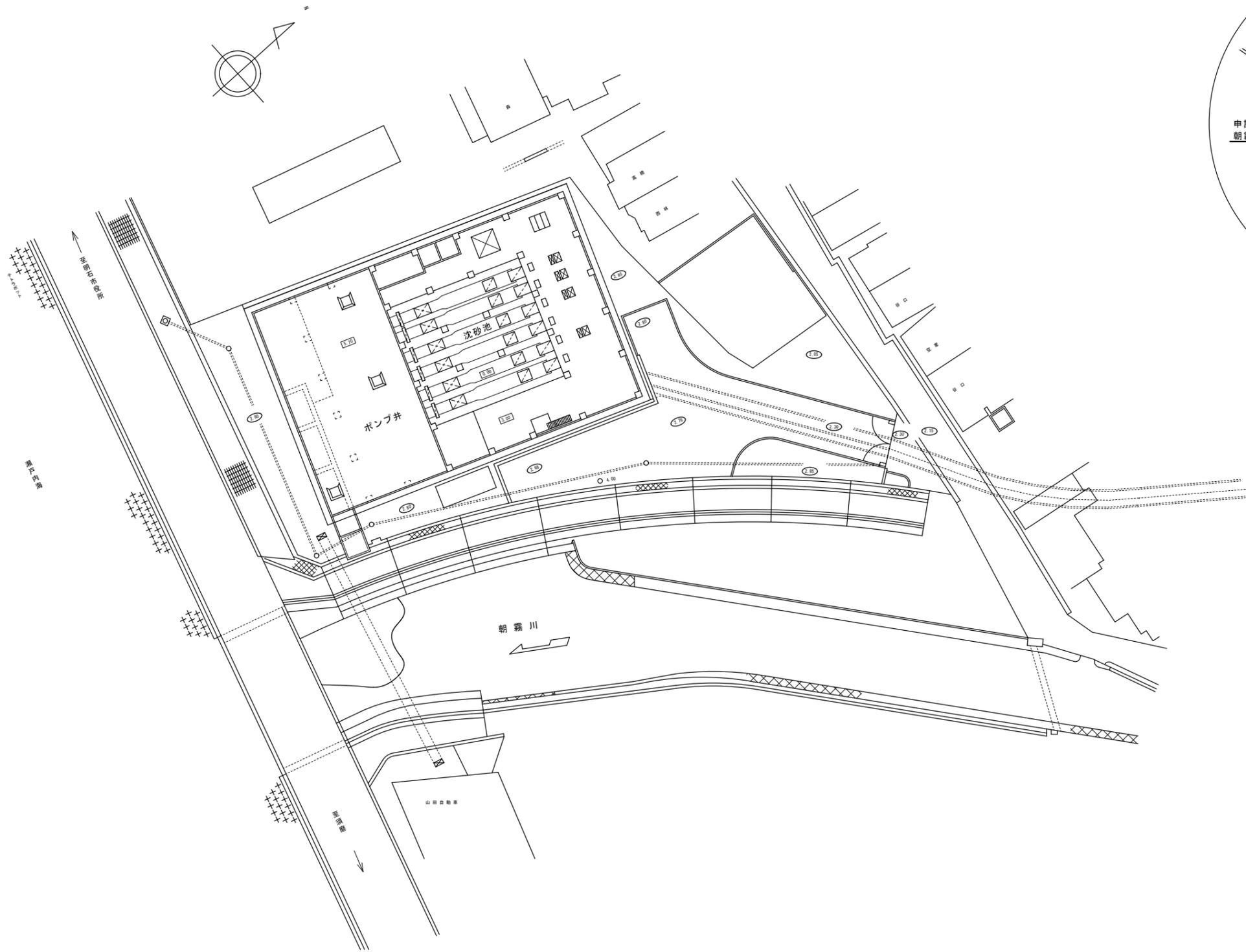
年月日		2001年12月25日	
記号	西暦 年月日	記事	作図・設計者
基準	レベル基準 T P	用途	
規格	第3角法	処理区	朝霧処理区
図面名称	一般平面図	場所	朝霧浄化センター
図面番号	01 /	施設	共通
縮尺	1/300	設備	
原図管理		工種	土木
 明石市公共下水道 施設図面		下水道室 TEL 078-912-1111	



年月日			
年月日			
記号	西暦 年月日	記事	作図・設計者
基準 規格	レベル基準 TP 第3角法	用途	
図面名称	一般平面図	処理区	大久保処理区
		場所	大久保浄化センター
図面 番号	03 /	施設	共通
		設備	
縮尺	1/500	工種	土木
明石市公共下水道 施設図面		原図管理 下水道室 TEL 078-934-8861	

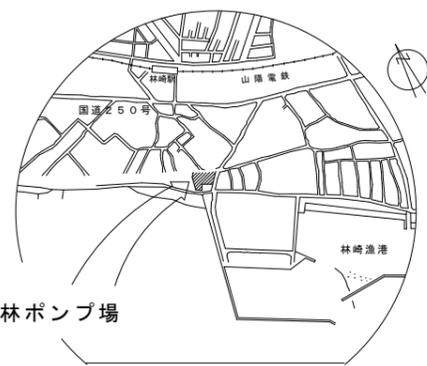
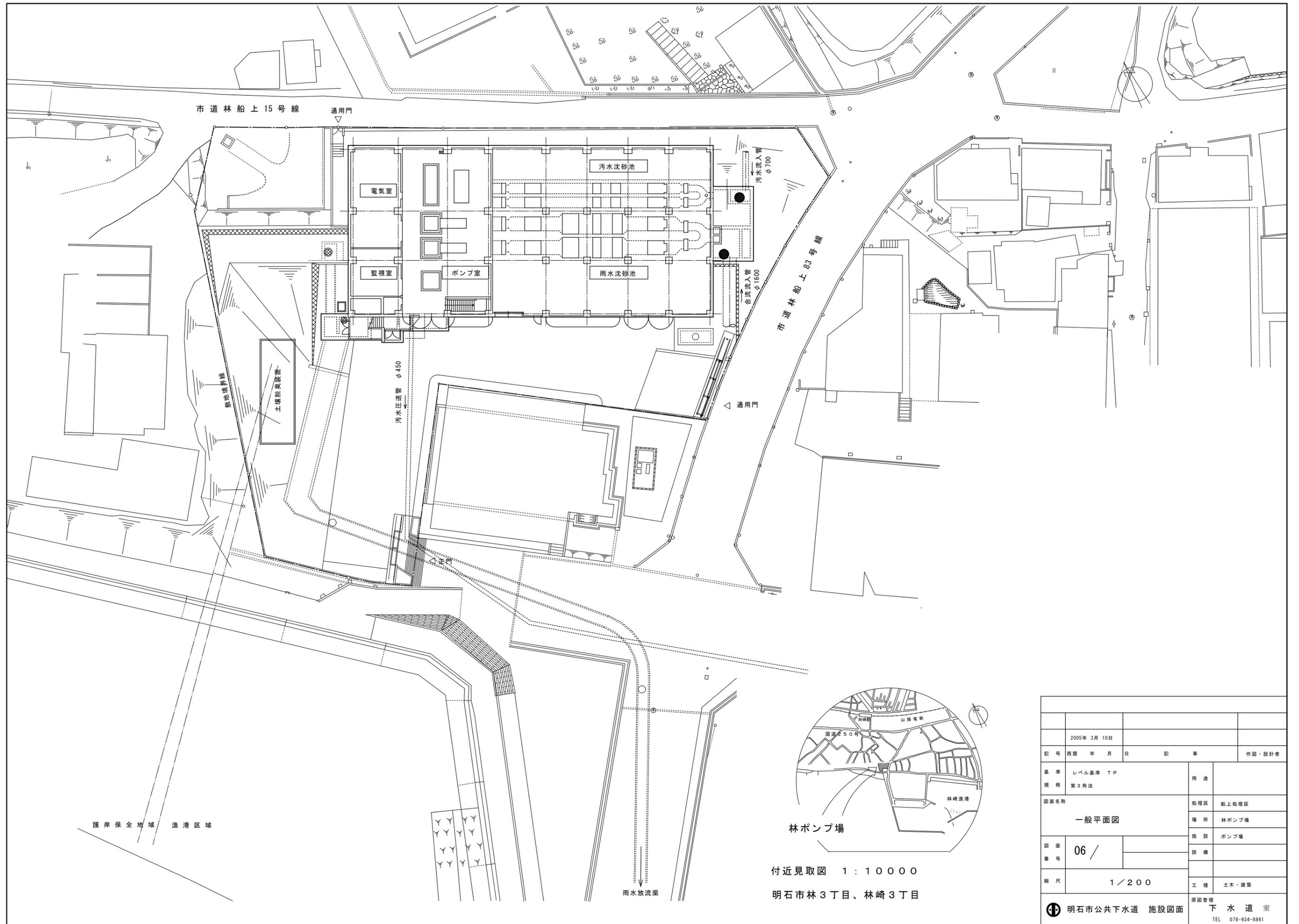


記号	西暦 年月日	記事	作図・設計者
基準規格	レベル基準 TP 第3角法	用途	
図面名称	一般平面図	処理区	二見処理区
		場所	二見浄化センター
図面番号	04 /	施設	共通
		設備	
縮尺	S = 1 / 600	工種	
原図管理		下水道室	
明石市公共下水道 施設図面		TEL 078-934-8861	



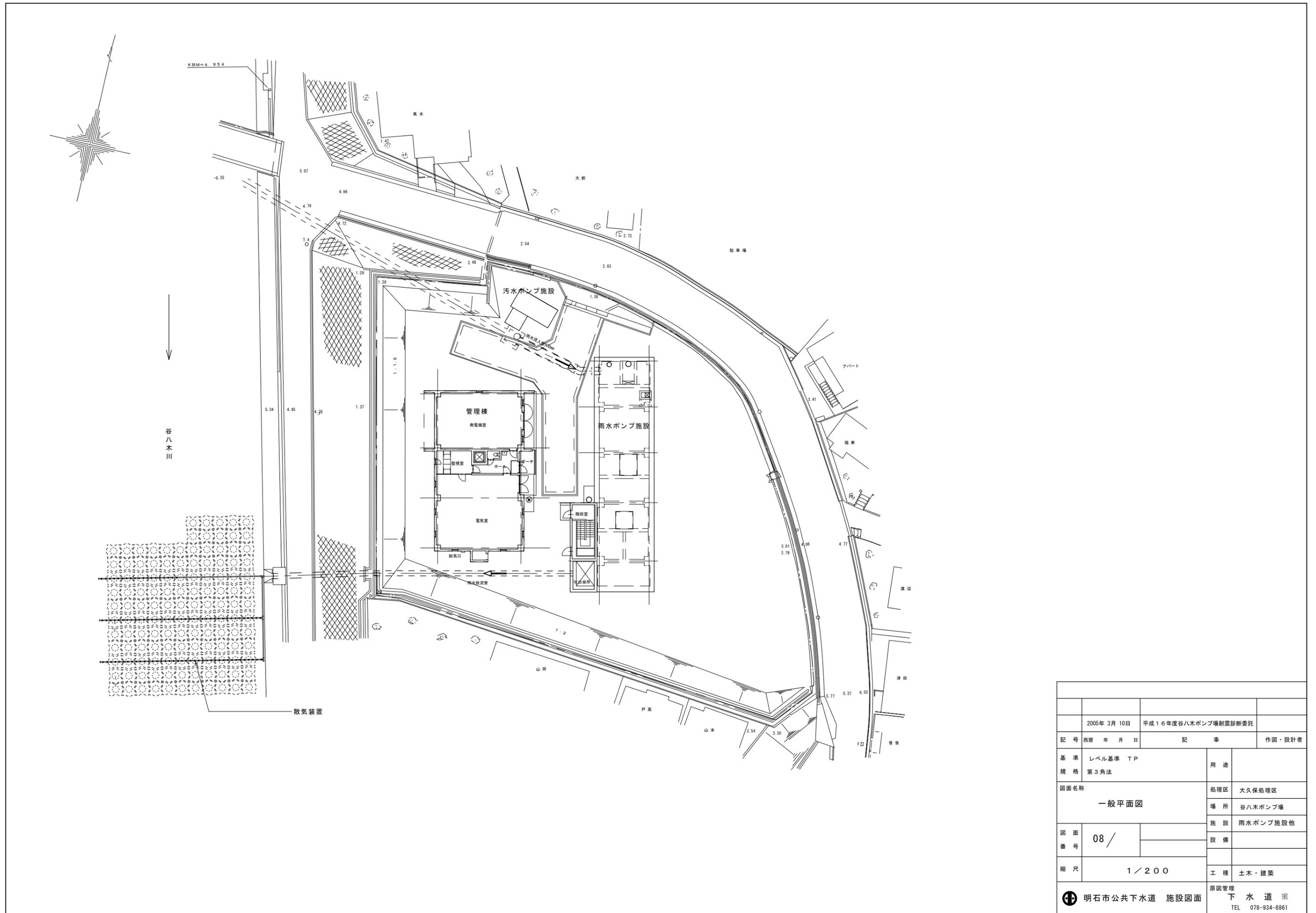
附近案内図

2004年 3月25日			
記号	西暦年月日	記事	作図・設計者
基準	レベル基準 T.P	用途	
規格	第3角法	場所	朝霧ポンプ場
図面名称	一般平面図(1)	施設	場内ポンプ場施設
図面番号	05 /	設備	
縮尺	1/300	工種	土木
 明石市公共下水道 施設図面		原図管理 下水道室 TEL 078-934-8861	

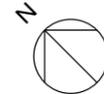
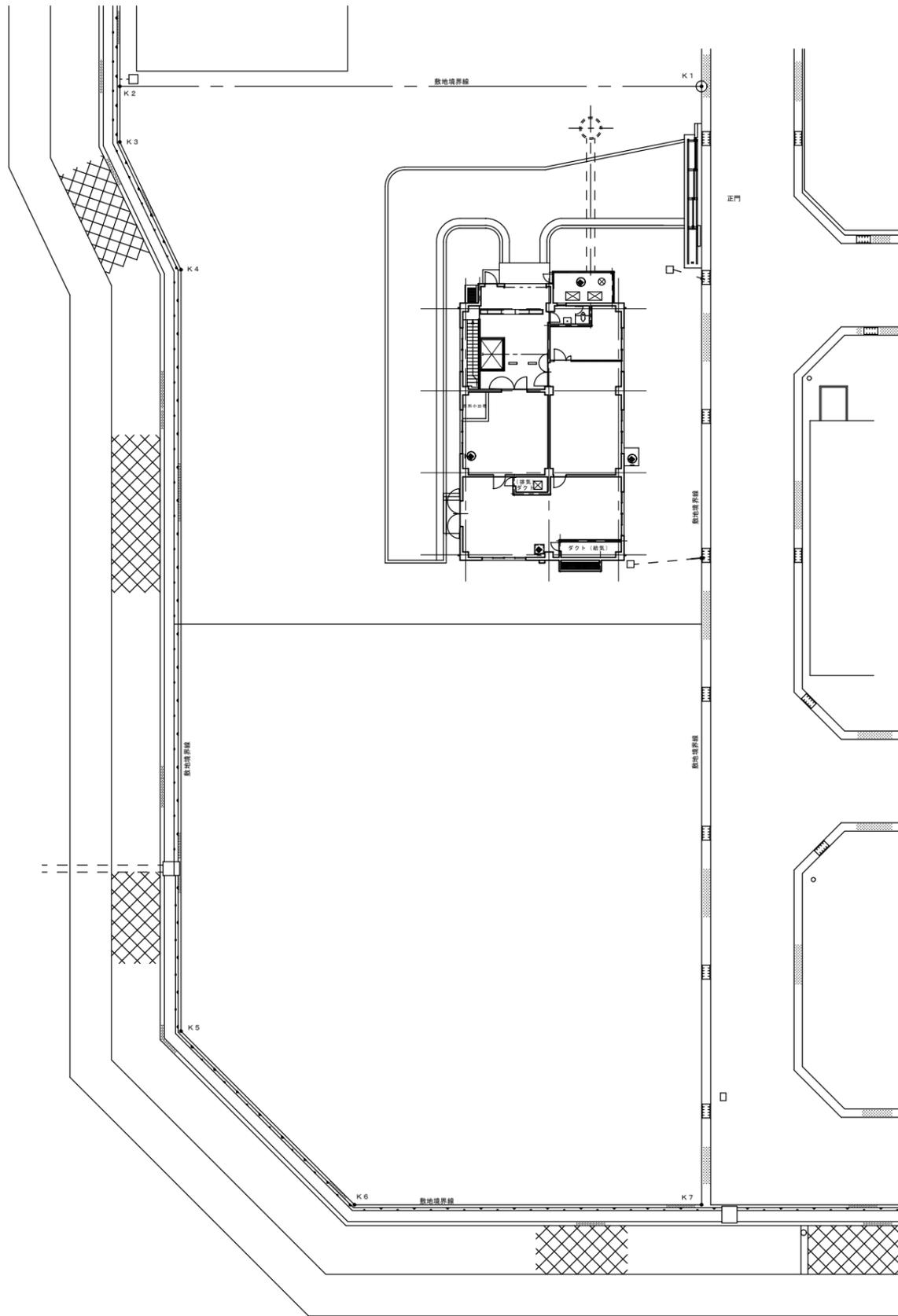


付近見取図 1 : 10000
 明石市林3丁目、林崎3丁目

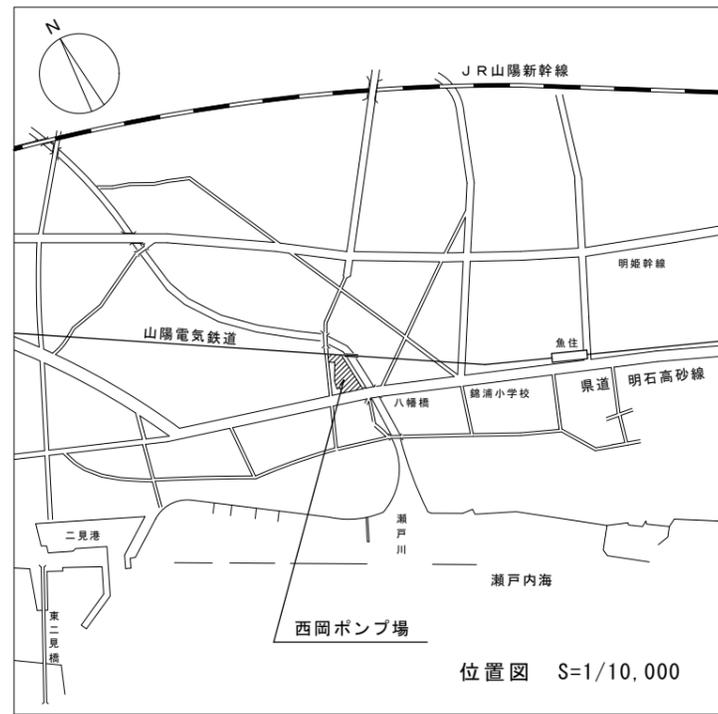
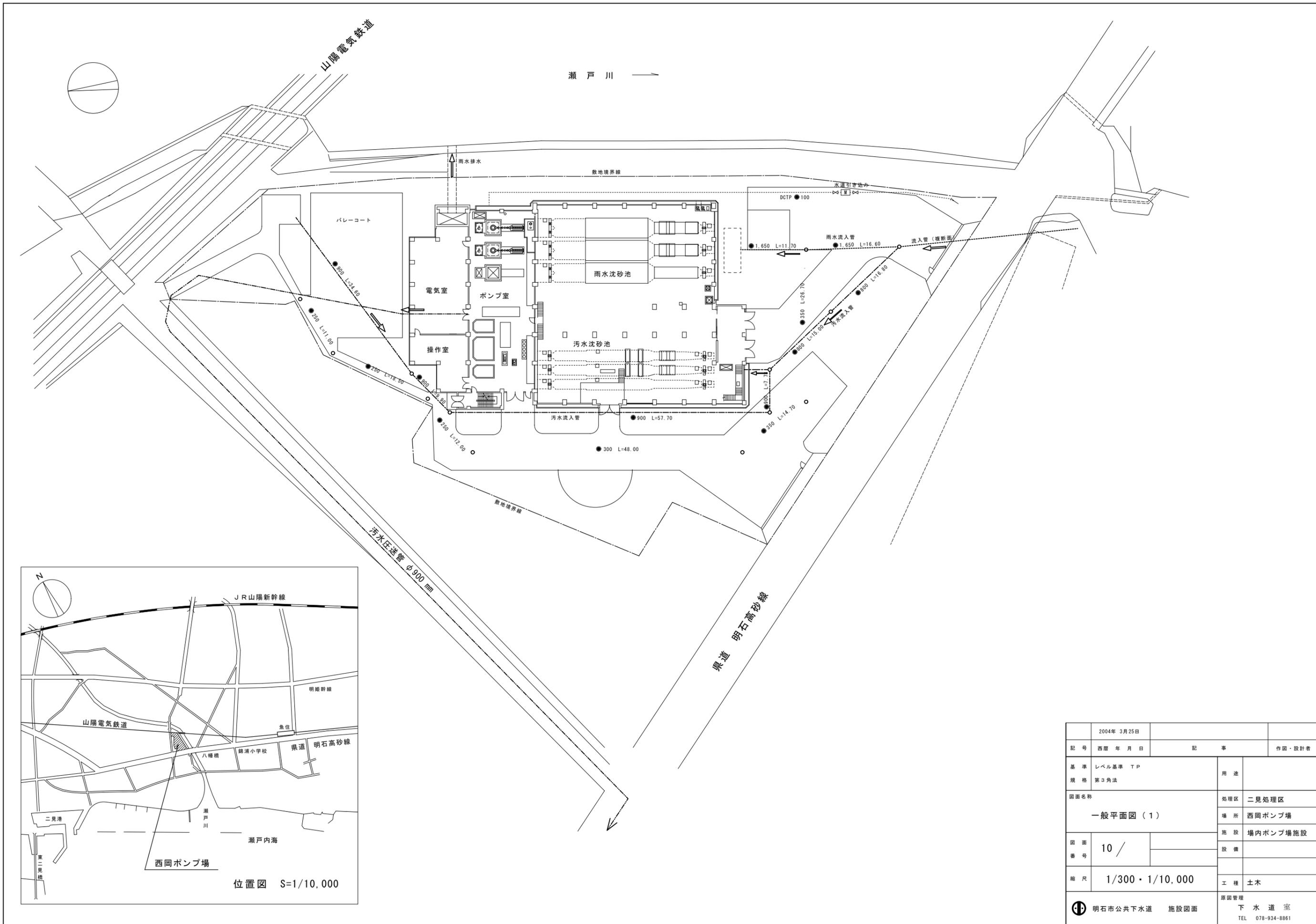
2005年 3月 10日			
記号	西暦 年 月 日	記事	作図・設計者
基準	レベル基準 T P	用途	
規格	第3角法	処理区	船上処理区
図面名称	一般平面図	場所	林ポンプ場
図面番号	06 /	施設	ポンプ場
縮尺	1 / 200	設備	
		工種	土木・建築
		原図管理	下水道室
		明石市公共下水道 施設図面	TEL 078-934-8861



2005年 3月 10日		平成16年度谷八木ポンプ場耐震診断委託	
記号	西暦 年 月 日	記事	作図・設計者
基準規格	レベル基準 TP 第3角法	用途	
図面名称	一般平面図	処理区	大久保処理区
		場所	谷八木ポンプ場
		施設	雨水ポンプ施設他
図面番号	08 /	設備	
縮尺	1 / 200	工程	土木・建築
明石市公共下水道 施設図面		原因管理 下水道室 TEL 078-934-8861	



2005年 3月 10日			
記号	西暦 年月日	記事	作図・設計者
基準規格	レベル基準 TP 第3角法	用途	
図面名称	一般平面図・付近見取図	処理区	二見処理区
図面番号	09	場所	江井島ポンプ場
縮尺	1/200・5000	施設設備	場内ポンプ場施設
Ⓜ 明石市公共下水道 施設図面		工種	土木・建築
		原図管理	下水道室 TEL 078-934-8861



2004年 3月25日			
記号	西暦年月日	記事	作図・設計者
基準	レベル基準 T.P	用途	
規格	第3角法	処理区	二見処理区
図面名称	一般平面図(1)	場所	西岡ポンプ場
		施設	場内ポンプ場施設
図面	10 /	設備	
番号			
縮尺	1/300・1/10,000	工程	土木
		原図管理	下水道室
明石市公共下水道 施設図面		TEL 078-934-8861	

	施設名称	所在地
1	錦城ポンプ施設	上ノ丸3丁目1
2	狩口ポンプ施設	朝霧南町1丁目
3	大蔵八幡ポンプ施設	大蔵八幡1
4	大蔵海岸東部ポンプ施設	大蔵海岸通1丁目
5	山電側道1号ポンプ施設	天文町1丁目1
6	山電側道2号ポンプ施設	天文町1丁目6
7	本町ポンプ施設	中崎2丁目5
8	新明町ポンプ施設	新明町7
9	大蔵海岸ゲート室	大蔵海岸通2丁目
10	大蔵雨水ポンプ施設	大蔵町13番
11	下二又ポンプ施設	大久保町江井島下二又
12	高丘ポンプ施設	大久保町大窪
13	堂屋敷ポンプ施設	大久保町松陰字堂屋敷
14	松陰新田1号ポンプ施設	大久保町松陰新田
15	松陰新田2号ポンプ施設	大久保町松陰新田
16	宮ノ下ポンプ施設	大久保町大久保町宮ノ先
17	西島大原ポンプ施設	大久保町西島大原
18	長坂寺1号ポンプ施設	魚住町長坂寺639-1
19	柳井ポンプ施設	魚住町金ヶ崎字柳井屋敷
20	中尾ポンプ施設	魚住町中尾居屋敷
21	清水水田ポンプ施設	魚住町清水新田
22	帝釈山ポンプ場	魚住町清水1866-1
23	清水王子ヶ上ポンプ施設	魚住町清水王子ヶ上
24	大窪大谷ポンプ施設	大久保町大窪
25	長坂寺2号ポンプ施設	魚住町長坂寺龍ノ池上668-1
26	西岡鴨台ポンプ施設	

